

特定非営利活動法人日本防災士会 支部規程

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人日本防災士会（以下、本会という）の支部設置、支部の承認、支部に対する支援等について定めるものである。

(総則)

第2条 支部の活動は、本会の活動理念及び防災士の活動理念に基づく。

2 本会の支部は、都道府県毎に1支部承認とする。

(支部の申請)

第3条 本会の正会員は、都道府県単位ごとに支部結成を本会に申請することができる。

2 支部結成申請にあたっては、正会員20名以上をもって申請する。

3 支部結成の申請を行う際は、定められた書式に必要事項を記入し、郵送または電磁的方法により、事務局に提出する。

4 新たに支部の申請を行う団体、もしくはすでに承認を受けた団体が都道府県において特定非営利活動法人（以下、「NPO 法人」という）の認証を受けた場合は、速やかに本会へ報告するものとする。

(支部の承認)

第4条 支部結成の申請があった場合、理事会にて承認可否を決定し、承認の場合は本会会報もしくはホームページにて会員に告知する。

2 支部は、本会と同じ趣旨・目的をもって各都道府県において組織する団体であることから、支部の会則及び事業計画作成は本会定款（以下「定款」という。）に準じるものとする。

3 支部として承認された団体は、支部役員名簿を提出の上、支部連絡責任者及び連絡先を本会に届出るものとする。

4 支部の役員は、本会定款第6条第1項（会員、権利）の規程及び、本会支部規程第4条（支部の承認）第2項に基づき正会員とする。

5 すでに定款第38条（支部）並びに規程第4条（支部の承認）に基づき承認を受けた支部は、規程第2条（総則）第2項及び規程第4条（支部の承認）第2項の要件を満たす努力義務を負うものとする。

(名称と標記)

第5条 本会が承認した団体のみが「日本防災会〇〇支部」という名称を使用できるものとし、その標記は次のとおりとする。

2 都道府県においてNPO 法人の認証を受けた支部は「NPO 法人〇〇防災士会」を基本とするが、すでに別の名称で認証を受けている場合には、その名称を用いることができるものとする。但し、どちらの場合も上段もしくは下段に（日本防災士会〇〇支部）と標記する。

- 3 任意団体の支部は、「日本防災士会〇〇支部」もしくは「〇〇防災士会」とし、日本防災士会の前に NP0 法人の記載はしない。

(支部承認取り消し)

第6条 本会が支部として認定した団体が、下記の状況に至った時、理事会の議決をもって支部承認を取り消すことができる。

- 2 支部の活動が本会の活動理念から逸脱したと思われる場合。
- 3 支部総会が継続して2年以上開催されない、または2年続けて総会が成立しないとき。
- 4 支部正会員数が2年継続して第3条第2項に定める数を下回った場合。
- 5 半年以上にわたって支部連絡責任者と連絡がとれないとき。

(支部支援活動)

第7条 本会は支部に対して次の支援を行う。

1 支部への活動支援

本会は支部の要請に応じて、情報、資料、ツールの提供及び、各種防災研修、イベントへの講師派遣、後援、組織強化等の支援を行なうものとする。また、災害発生時には被災地となった支部への資金提供及び人材派遣等、その時点で最善の支援を行なうものとする。

2 支部設立支援金（以下「設立支援金」という）の交付

本会は、規程第4条に基づき支部設立を承認した時、その支部に設立支援金（本会正会員1名につき2,000円）を交付する。なお、設立支援金の申請は、設立総会后3ヶ月以内を目途に申請するものとし、本会が指定する期間内に関係書類を整えて申請するものとする。

3 支部活動支援金（以下「活動支援金」という）の交付

本会は、各支部の活動支援を目的として支部に対して支部活動支援金（1会員につき1,200円）を交付する。また、活動支援金の申請は本会が指定する期間内に関係書類を整えて申請するものとする。

4 活動支援金の停止と返還

支部が本会規程第2条（総則）に違反もしくは、第6条（支部の承認取り消し）に該当するときは、活動支援金を停止するものとし、申請書類に不備が確認され、その修正を求めたにも関わらず修正に応じない場合も同じとする。また、規程第6条（支部の承認取り消し）に基づき支部承認が取り消された時は、その支部へ活動支援金の返還を求める事ができるものとする。

(支部連絡会議)

第8条 本会は、支部間の情報共有や地域活動における協力関係と、災害時における相互支援を目的として隣接する都道府県の支部で支部連絡会議（以下、「支部連」という）を設置する。

- 2 支部連の構成は、当該支部連を構成する各支部代表者2名と本部理事（支部連推薦理事）とし、その運営は各支部連にて選ばれた者がこれにあたる。

- 3 支部連は、本会定款第3章「役員等」及び、第13条第1項に記載する理事を推薦できるものとし、推薦に当っては支部連の推薦状を添付する。
- 4 支部連推薦理事の定数及び支部連の構成は理事会にて決定する。
- 5 支部連は、毎年度ごとに定例会、研修会、総会を開催する。
- 6 支部連活動や支部間での連携に課題が生じた場合は、当該支部連推薦理事及び本会理事会にて選任された理事が協力しながら課題解決に努める。

(支部連絡会議活動支援金)

- 第9条 支部連活動や支部間での連携に課題が生じた場合は、当該支部連推薦理事及び本会理事会にて選任された理事が協力しながら課題解決に努める
- 2 支部連活動支援金の申請は、本会が指定する期日までに行うものとし、その申請要件は別に定める。
 - 3 支部連活動支援金申請に関して、定められた期日内に申請が行われない場合もしくは、申請要件に不備があり、かつ修正を求めたにも関わらず修正に応じない場合は支部連活動支援金を交付しないものとする。
 - 4 支部連活動が著しく停滞している判断される場合もしくは、本来の支部連活動から逸脱していると思われる場合も支援金は交付しない。
 - 5 本規程第9条第3項及び第4項の判断は本会理事会の決定事項とする。

(支部連活動支援金の返還)

- 第10条 支部連活動が停滞していると思われる時は、支部連活動資金の返還を求める事ができるものとする。この場合、支部連預金残額 30 万を目安として本規程第8条第5項に基づき理事会にて協議決定する。

(支部への処分)

- 第11条 本会の支部が以下の各号に該当するときは、理事会の議決により処分することができるものとする。
- 1 本会支部規程に違反したとき。
 - 2 支部が本会の名誉を著しく傷つけたとき、または本会の目的を逸脱したとき。
 - 3 本会から規律違反の通告を受けたにも関わらず2年継続して是正を行わなかったとき。
 - 4 前項に記載した理由によって支部を処分しようとするときは、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(規程の改正)

- 第12条 この規程は理事会の議決によって改正することができる。
- 2 この規程を改正した場合、理事長は速やかに会員に告知し、次に開催される支部長会議にて報告する。

附則

この規程は、2025（令和7）年4月19日より施行し、以前の規程は廃止とする。